

# [研究ノート]

## 小学校及び中学校における消費者教育の現状について（下）

山 田 壽 一

〈目次〉	はじめに
	1 調査概要
	2 アンケート結果
	おわりに
	(添付資料)
	調査用紙

「設問Ⅲ」においては、指導する際指導者側において生じた課題や問題点があったのか。あった場合にはどのような対応をしたのかを知るためこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

#### A市

1 特になし

2 （担任からの聞き取りによる）

問題点；計画を立て、実際に宿題で購入するようになったが、家庭の実態（家庭環境）が違うため、宿題には出さず計画を立てて終わった。

課題；家庭との連携が必要である。家庭環境を考え、踏み込めない内容や他の児童に知らせたくない内容もある。子どもの買物についての知識が必要か、個人情報を守るか、考えていく必要がある。

3 ・特にありません。

・まだまだ、自分の生活としてとらえることが、できていないように感じる。

4 実際にお金を使用するため、管理に課題があるため、金銭の扱い方について十分指導を行った。

5 買い物の体験活動については、児童だけで行えないので、保護者の協力が必要で、家庭での差が出る。

6 なし

7 特になし。

8 ・特に大きな問題点はないが、実際に物を買ったり、商品などをじっくり見たりする体験的な学習の機会がなかなか取れない

・最新の流通形態であるネット販売など形態を小学校段階で体験、学習するのがむずかしい。

・価格の決定のしくみが多様化して、教えるにくい。

9 ・いろいろな指導を通して、児童は消費者としての「基礎」を学んでいくが、実際は「家庭教育」が大きなウエイトを占めるものであるため、家庭との連携が大切であると思う。経済的な格差があり、配慮が必要な場合もある。

・学年通信や学級だよりの活用

・授業で活用したワークシートの振り返り部分に親のコメントをもらう。

10 課題としてはまずは、「消費者教育」といった視点を持って教師が授業に取り組んでいくことが大きな課題である。日頃の授業の内容でどのように「消

費者教育」に結びついていくのかを考えていくことが大切だと思う。

11 ・教科書の内容が、社会の動きに追いつかず、合わなくなっている部分があるので、出来るだけ最新の情報を授業に取り入れるようにしている。

12 ・教科に位置づけられているものについては、特に問題は無い。

・道徳や学活で扱う場合、担任の裁量に任される部分が多い。どの程度実施されたか、担任の力量や意欲によるところが多い。週案などで確認をしている。

13 特に課題や問題点はない。ただ、上記で述べたように、学校の指導計画に沿って授業等で実施していくうえでは構わないが、消費者教育を研究している団体などから、特別な講義等を学校で開催するように突然要請されたり、何の前触れもなく調査を依頼されるのは困惑する。消費者教育が大切なのは十分理解しているが、それ以外にも学校現場でやっていかななくてはならない教育内容は多岐にわたっている。

14 〈課題・問題点〉

・消費生活は中学生にとって漠然とした内容であるため、どのように授業を展開したら、生徒が主体的に考えることができるのかが難しい。

（収支のバランスを考える等）

・生徒が身近に感じられる教材作り。

〈対応〉・課題解決型の授業を展開すること。

・家計を自分のお小遣いにたとえて、自分の一ヶ月の消費のふり返りをさせること。

・商品の過大広告やCM、時代時代の流行商品を見せて、改めて自分に本当に必要な商品はあるかを再検討させる。そして、買うのではなく買わされているのでは？という疑問を持たせる。

15 特に感じられない。

16 特に課題はなかった。給食で我孫子産（地元）の米・野菜を使用することがあるので授業に組み込みたいと考えている。

#### B市

1 特に課題等はあげられておりません。

2 特にありません。

3 特にありません。

4 学区に店が少なく、一人で買い物をする経験が少

ないこと。（買い物は親と車で一緒に出かけるので）  
保護者に、一人で買い物をさせるよう、店までは連れて行くが、その後自分の考えで買い物をするようお願いするなど。

- 5 特になし。
- 6 特になし
- 7 特になし
- 8 特にありません。
- 9 課題は、消費生活に関する教育（消費者教育）の視点が曖昧なまま、教科目標だけを意識して指導してきた点。よって、実践的な消費者教育や人材の活用について、課題が残る。

また、家庭の経済状況に応じた適切な消費については、保護者の考えもあり、保護者自身の経済観がなく集金の滞りなどがよくある家庭では子どもも親を見て学ぶので、非常に厳しい面がある。

- 10 ・消費者教育に関する職員向けの研修会があるが、社会科及び家庭科の教員が同時期に他の研修会と重なり、また教科内の指導事項の関係からも、参加がなかなかできない現状である。

・各教科間の連携を図った授業展開には至っていないのが現状である。

- 11 ○プリペイドカードによる決済については、実体験があるが、キャッシュカードによるものについては、所有していないので、実感がない。
- 12 授業を進める上では特に課題はありませんが、中学生にとっては今一步現実的に捉えきれない面があると思います。

- 13 消費生活と契約などは、教科書の説明より、教科書以外のより具体的な資料（絵や図などを多く取り入れたパンフレット類）を利用しての授業を行った。PL 法や消費者基本法なども同資料にまんが等を使って説明されていたため使用した。生徒たちにとっては理解しやすそうだった。

社会科と家庭科で消費生活について扱った授業内容があるが、重複している内容もあり、互いの扱っている内容を理解して授業を行う必要を感じた。

- 14 実生活に即した体験的な内容を盛り込みたいという考え（希望）はありましたが、学習進度の関係でじっくりと扱う時間がとれない。

回答から課題がない学校も散見されるが、多くの学校においては何らかの課題があることが浮き彫りとなった。各市においてまとめてみると、A市の課題及び問題点は、「家庭環境が生徒により異なるため、保護者の協力、家庭との連携が必要である。」「漠然とした内容であるため自分の問題として把握できていないので、問題解決法の授業を展開」「金銭の取り扱い」「実際の買い物など、体験学習の機会がとれにくい」「小学校の段階で学習する事が難しい内容がある。」「担任の力量や意欲によるところが大きいので『消費者教育』という視点を持って教師が授業に取り組んでいく事」「教科書と現実とのギャップ」があげられている。また、B市においては「経験を積む機会が少ない」「生徒が今一步実感できない面がある」「家庭の事情に大きく左右される」「消費者教育の視点が曖昧」「学習進度の関係でじっくり取り扱う時間が無い」「研修及び教科間の連携」である。

両市において共通する点は、指導する際、家庭環境が大きく影響している点、そのため保護者の協力が必要であるということ。消費者教育をどのようにとらえるのか、指導する側の課題。生徒が自らの問題としてとらえるという意識が希薄。体験学習等も含めた時間数の確保などがあげられる。これらの課題のうち、特に家庭における課題は、学校を始め自治体においても具体的な対応を考えていかななくてはならない問題であろう。指導者側における課題においては、担当者間での調整を行い効果ある学習がなされるよう努力する点が見られるので今後充実していくものと考えられる。

「設問Ⅳ」では、受け手側の児童生徒が授業を受けて何らかの反応を示したのか。あるいはその後何らかの変化が見られたのかを知るためこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

#### A市

- 1 ・買う目的をはっきりとさせたり、商品についての情報（価格、素材、品質など）を集めさせてたりして、計画的に買い物をすることの大切さを理解させることができた。

・通信販売で買い物をすることを扱った際、そのよさや短所について話しあうことができた。

・支払い方法にも現金ばかりでなく、金券やいろ

- いろなカードがあることを知り、今後はこれらのことをより知った上で、豊かで安心な生活をしていかなければいけないことを知った。
- 2 金銭に関して興味を持つ児童も多い。授業中の発言でお小遣いの金額や使い方が分かる場合がある。  
修学旅行のお土産など、買い物を計画的に行っていた。
- 3 ・おこづかい帳等でお金の使い道を考えさせたりしましたが、児童には、まだ実感がわからないようである。
- 4 実際に商品の購入を自分で行ったことの無い児童は、必要な商品などを十分に吟味し、自分に合った消費ができると満足をしている。その後の、商品の購入に生かされた。
- 5 買い物調べや、具体的な話に関して興味を持って、取り組めた。  
環境や買い物についての意識が高まった。
- 6 生活を振り返る良い機会となった。また、お金の使い方等家庭内で話題にする機会ともなっている。
- 7 普段の保護者の買い物の様子だけでなく、教師の買い物に関する実例から、将来の自分のことと置き換えて授業を受けることができたようだった。また、販売側の工夫や努力と消費側の思いなど、両面から学ぶことができた。
- 8 ・スーパーに行った後、親の買い物に積極的について行ったり、商品の産地に興味を持つようになった。
- 9 ・今、学んだことが実践につながっているかどうかは課題が残るが、学習したことによって、子ども達の意識に変化が見られた。
- 10 子ども達は「消費生活に関する教育」については、意欲的に取り組むことができている。やはり、自分たち自身の生活に直接結びつきが強いことが大きな要因であると考えられる。
- 11 ・株の話に興味を持ち、新聞の株式面を見るようになった生徒がいる。  
・経済のしくみについて、興味を持つようになった。  
・価格の決めり方やお金の役割がわかったという感想があった。  
・さまざまな販売方法があることを理解し、賢い

消費者になりたいと考える生徒がいた。

・消費生活が環境に影響を与えることについて考え、環境に配慮した消費生活をおくりたいという感想が聞かれた。

- 12 ・教科に位置づけられているものは、他の単元と同様で、取り立てて善し悪しは無かった。

・道徳で扱ったものについては、風評被害で意見が交わされるなど、生徒考えがたくさん出て、関心を持てた生徒が多かった。

- 13 知らなかったことに対して理解できた時に、驚きや感心の声が聞こえた。

また、新聞等で話題になっている用語や事柄を思い出して、授業内容と結びつけて発言できた生徒もいた。

成果については、今後、実生活において生徒がどのように学習内容を役立てるかの問題で、すぐにごう述べられるものではないと考える。

- 14 実際にアンケート等の調査をしているわけではないので、詳細についてはわからない部分がありますが、授業の実施の時期が高校受験に近いということもあり、教師の発問に対し、挙手する生徒が多くいるなど、おおむね生徒は積極的に授業に参加している。しかし、消費生活に関する問題は、生徒にとってあまり差し迫った問題ではないので、授業の内容が深まりづらいという課題も残っている。

- 15 家庭科では消費に関するトラブルへの対処では、生徒の知らない部分の怖さや正しい対処方法を知ることができたことが大きな成果となった。

公民では、消費者の権利やかしい消費生活について、改めて消費者が「泣き寝入り」しないことの重要性についての反応が高かった。

- 16 生徒がこの商品が本当に必要か真剣に考えようとする姿が見られてきた。広告のみに頼る商品の購入を考え直そうとする姿がみられた。

商品の安全性について考えようとするようになった。

## B市

- 1 各授業の振り返りでは、製品や生産物の流通や消費についての理解や必要な物を必要なだけ消費することを学んでいる。実際の買い物では、衝動買いなどの反省もあるようであった。

2 おこづかいを計画的に使おうという児童が見られた。

3 学んだことを実践しようとする姿が見られた。

4 導入では、経験不足からか、ピンとこないことも多々あるように感じた。しかし、授業を進めるうちに、自ら買い物をしようとする子や、母親の買い物等の手伝いをしようとする子が表れてきた。

5 自分でおつりをもらうことが初めての子があり、喜んでいた。

母親の手伝いができて嬉しかったという感想があった。

6 身近なことをあらためて振り返る機会となったことで、学習に対する取り組み状況は大変意欲的であった。また、学習したことをすぐに生かせることも多く、学校生活の話題にのぼったり、日記に書かれていたりした。

7 計画を立てて、その通りに消費することがいかに難しいかということを感じられた児童も多いと思うが、お金を使う喜びだけを感じている児童もいると思う。

保護者からは子どもたちに勉強として買い物させたり、お金の使い道の計画をたてさせることは好評であるが、家庭での消費生活に影響を与えているとは思えない。こどものためにお金をかけるのはおしまない過保護な家庭もあれば、自分達の楽しみが優先で子どもたちの教育にしっかりとお金を使っているのかという家庭もある。

成果より課題ばかりが目につく現状である。

8 買い物をする際に、物の品質や価格などの情報を集めることが大切であることや物の選び方や買い方を今まで以上に考える必要があることを理解し、実際に買い物をする時に学習したことをいかすことができた。

9 前述したように、消費生活に関する教育の意識が薄いままでの指導だったので、具体的な成果や反応についての評価がなされていない。ただし、特別支援学級のお買い物学習などは、そのまま生きて働く力となった。

また、消費者教育はどちらかというと家庭教育のウエイトが大きいと考えるので、各家庭の経済状況に応じた消費者としての自立は、保護者の教育力が

大きいと考える。

10 ・カード決済などについては、生徒の興味関心が高く、取り組みもいい。

・社会科では、シミュレーションを中心とした授業（コンビニエンスストアの立地条件と品揃え、家計についてなど）であるので反応はいい。

11 ○身近な者には共感を示し、未知のものには興味を示す。

12 特に際立った反応はありません。いうなら通常の授業通りの反応です。成果としては、具体例を多く挙げるように努めていますので、消費者として留意しなければならぬという姿勢や留意する観点を理解することができました。

13 指導者の実体験や生徒たちの身近で起こった内容もあり（悪徳商法など）、生徒も興味を持って授業に臨んでいた。特に、悪徳商法の被害では、知識がありながらも巻き込まれるのかなど、驚きの声も多数聞かれた。（2年前に授業アンケートを実施）インターネットなど身近な話題もあり、比較的興味関心は高かった。

14 消費増税の問題、食品偽装の問題とリンクさせると生徒はよく反応をしていた。

回答から児童生徒の反応についてうかがい知れることは、「商品選択・商品の安全性に関心を持つ」「購買に際し購入目的を持ち、情報の収集の大切さ、物の選択方法、購買方法をより考えるようになり、学習を生かすことが出来た」「衝動買いの反省」「支払い手段の多様性・決済手段についての関心」「金銭の関して興味を持つ」「家庭内でお金の使い方が話題になる」「環境や購買についての意識が高まる」「はじめはピンとこない児童も、授業を進める中で買い物行動等を通して理解していった」「身近に起きている問題やインターネットなど身近な話題があり興味を持って授業に臨んでいた」「生活を振り返る切っ掛けとなる」「将来の自分と置き換えて考える事が出来る様になった」「自分の生活に直接関連するため意欲的に取り組んでいた」「学習した結果子どもたちに意識の変化が見られた」「学習に対する取り組みは大変意欲的である」「株の話に関心を持つ事により新聞の株式面を読む」「経済のしくみに興味を持つ」「販売方法の多様化を理解することにより、賢

い消費者を目指す切っ掛けとなる」「新たな知識を得ることにより驚きと関心の声があった」「消費に関するトラブルへの対応では大きな成果があった」という肯定的な反応が見られる一方、「実感がわからない児童がいる」「生徒にとって消費生活に関する問題は差し迫った問題ではないので授業が深まりづらい」「消費することが難しいと感じる児童とただお金を使う喜びだけを感じている児童もいる」という回答も見られた。

両市とも、身近な問題として実感がわかず、とらえることが難しいという児童生徒等もいる反面、そうじて学習効果として児童生徒の反応は特に話題性のあるものに対しては興味を持つ児童生徒が多数いることがうかがえる。それらが発展することにより、購買行動に際しての注意点、情報化社会における情報の収集方法や判断能力の育成など消費者教育の進展に繋がっていくものと思われる。興味を持つことにより、関心が高まり自ら行動してより知識を得ようとする契機となることも考えられる。これは自立した消費者への第一歩でもある。このようなことがわずかでも見受けられるならば消費者教育の目的の達成に一步でも近づくのではなかろうか。アンケートの一部に、消費生活に関する教育の意識の薄いままでの指導もあったようだが、消費者の自立に向けより積極的な指導教育が期待される。

「設問V」においては、消費者教育を行うにあたり、指導案（授業計画）の作成に際し指導者側が実施している内容や、「消費者教育の推進に関する法律」第11条2（国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。）及び第11条3（国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人事の活用を推進するものとする。）に関して、実際どのようなことが行われているのかを知るためにこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

#### A市

##### 1 金融教育（6年：総合科で）

お金の大切さやおこづかい帳のつけ方などを銀行員の方から1時間講義を受けた。

- 2 措置は特に講じていません。  
人材の活用はしていません。  
現在、基礎的基本的な学力の習得に重点をおき、指導にあたっています。  
放課後や夏季休業中の補習もその内容で行っています。
- 3 ・消費者教育に関する研修は、リーフレット等を活用している。  
・人材の活用までは、至っていない。
- 4 地域の商店に協力を依頼している。
- 5 教職員自体が、賢い消費者となるよう、栄養教諭やベテランの教員が若手教員へ指導している。
- 6 全職員での研修は実施していないが、学年での教材研究を実施している。
- 7 関係機関から配布されるパンフレットを職員に配布するとともに、打ち合わせ等で管理職から説明等を行った。
- 8 ・経験の浅い教員については、ベテラン教員と組ませる。  
・マップづくりでは保護者や地域の人材を活用している。
- 9 ・推進していない。
- 10 特に新しい人材の活用などについては推進していないが、社会科では実際に校外学習を行っている。その中で「スーパーマーケット」や「クリーンセンター」など見学へ行き、実際の様子を目で見たり、インタビューをしたりしている。
- 11 ・社会科や家庭科の教員は、授業を行うため教材研究を行っているが、学校全体として消費者教育に関する研修を行ってはいません。
- 12 ・消費者教育は、教科に委ねられている部分が多い。教科の研修の中で、行っている。  
・道徳や学活、総合的な学習の中で組み込める場合には、教材について、共有化を図っている。  
・消費者教育に関する人材の活用は、推進できていない。
- 13 残念ながら、上記で述べたように研究指定でも受けられない限り、学校で行うべき教育内容は多岐にわたり、消費者教育に特化して特別な取り組みをすることはできていない現状である。ただ、キャリア教育等の中で地域人材を活用しているので、職場体験学

習の中で自然と消費者教育に関わっている部分もあるかと思う。

- 14 必要に応じて社会科部会を開き、その中で授業の展開に困っている授業の内容があれば、集まった社会科教員で意見を出し合い、より良い授業の展開の仕方や教材研究をしている。
- 15 ネットトラブルに関するものにおいては、ネット利用という消費者の立場から、教職員だけでなく保護者・生徒へも正しい使い方等の講義を実施した。今年度は、DeNAの講師を招聘し、講義を開催した。
- 16 地産地消を進めるため、給食の時間に野菜を生産している農家の方を招いたり、昼の放送で無農薬野菜の栽培の苦労について語っていただいた

#### B市

- 1 「消費者教育推進の意義」については、文部科学省のホームページから職員への周知を図った。学校全体の教育の中で行うことや「消費者教育」に係る単元については、目標として設定したり、配慮事項として指導していくように周知した。  
消費者教育に関しての人材活用は特に行っていない。
- 2 特に講じていない。
- 3 全体研修として扱うことはないが、学年・個人研修として、教材研究の一環として行っている。  
現在のところ、外部人材の活用は実施していない。
- 4 研修ではないが、6年生の税金の授業では税務署の方に来ていただいて、講習を受ける機会がある。
- 5 特になし。
- 6 ・学年で教材研究は行っているが、特に「消費者教育」を取り上げて行っていることはなし。  
・人材の活用はなし。
- 7 措置を講じていない。人事活用をしていない。
- 8 特にしていません。
- 9 消費者教育に関する研修については、現在研修計画や予定がない。  
前述したように、実践的な消費者教育や人材の活用については、今後の課題と考えている。ただし、租税教室も広義では消費者教育の一環と捉えているので、学年によっては外部人材も活用している。
- 10 特に実施していない。
- 11 ○特になし。

- 12 特に講じてはいません。どこの中学校でも指導に手を焼き、指導が難しいのは情報モラル教育です。スマートフォンや携帯電話の使い方、また有料という意味での商品としての情報への接し方については力を入れて指導しているので、その点において消費者教育のための措置を講じているといえるかもしれません。
- 13 外部から届いた配付資料や掲示資料・ポスター等については職員室に掲示するようにしている。  
人材の登用については今後の課題であり、検討事項である。
- 14 特にしておりません

回答からはベテラン教員が教材研究等を通して若手教員の指導にあたるなどの取り組みをしているケースがうかがえる。また、消費者教育に関する知識や経験等を有する人材の活用については専門家を招聘し講義を実施したり、地域の人材の活用をより積極的に進めようとしている学校は両市とも数校にとどまりあまり活発に実施されているとは言いがたいが、これからの課題として検討しようとするなど、今後の積極的な取り組みが期待できる。このことは、地域経済活性化のためにも、地域の人材活用は有意義なものになると思われるので早急に検討をすることが望まれる。

#### おわりに

以上のアンケート調査の結果から、小学校および中学校における教育内容は、各学習指導要領に沿った形で実施されていることが確認された。ただ、「はじめに」でも示したように、「消費者教育の推進に関する法律」第11条（学校における消費者教育の推進）「国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。」をいかに実行に移していくのか、すでに法律が施行されてから2年が経過しており、教育委員会と地方公共団体に課せられた重要な課題であろう。

特にその地域における特色ある教材を使用しての授業があまり行われていないことが分かった。また、人材活用に際してもこれからというケースが多いことも分かつ

た。児童たちが学習した結果について、興味を持てば児童生徒たちの反応はそれなりにあり、これからの消費生活に何らかの影響を及ぼすものと考えられるので、教育時間数の制限はあるものの推進していくことが好ましく、自立した消費者育成に繋がるものとする。

また、消費者教育は学校のみならず地域社会即ち各自治体での取り組みも重要である。アンケートの回答にもあるように家庭との関係もまた重要であり、成人を巻き込んだ消費者教育の推進は欠かすことが出来ないものとする。そのための、ロードマップを作成することも必要なことである。消費者被害を未然に防ぐことが、重要な課題であるのでそのための施策を総合的に検討することが地方自治体及び関係機関の急務であろう。

教育委員会からは「消費者教育につきましては、消費

生活に関する知識を習得し、これを適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を子どもたちに育むべく、各学校においては、主に家庭科等で学習に取り組んでおります。また、アンケートにありましたように、市内全小中学校においては、市全体でキャリア教育に取り組んでおり、その活動の中で、地域で働く専門的な知識を持った外部講師の方々に全ての子どもが指導を受け、将来社会の構成員としての自立を目指す素地を養っております。」との見解を頂いており、人材活用を始め消費者教育の総合的な実施を考えているようであり、今後の活動を期待し取り組みを見守っていきたいと考えている。

最後になりましたが、今回調査にご協力頂きました方々に心より御礼申し上げます。



「消費者基本法第17条および消費者教育の推進に関する法律  
第5条・第11条に対応する、国及び地方公共団体の  
具体的取り組みについての調査」



## 消費者基本法第 17 条 および 消費者教育の推進に関する法律 第 5 条・第 11 条に対応する、国及び地方公共団体の具体的取 り組みについての調査

中央学院大学 商学部 山田 壽一

### この調査の目的

消費者基本法 第 1 条 目的において「・・・消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、・・・」が、第 2 条 基本理念 においては「・・・消費者に対して必要な情報及び教育の機会が提供され・・・、消費者が自らの利益の擁護および増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。」と明記されております。また、第 17 条（啓発活動及び教育の推進）において「・・・消費者が生涯にわたって消費生活について学習機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する必要な施策を講ずるものとする。2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。」とあります。また、啓発活動及び教育の推進に関する法律 すなわち 「消費者教育の推進に関する法律」 第 3 条（基本理念）には「・・・3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々の場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策と有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。」が、また、第 5 条（地方公共団体の責務）では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じて施策を策定し、及び実施する責務を有する。」が規定されています。また、第 11 条（学校における消費者教育の推進）では「国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発展段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。」とあります。

そこで消費者の自立に向けて、国及び地方公共団体 特に学校の現場において、児童及び生徒に対してどのようにして消費生活に関しての必要な情報及び教育の機会を提供されているのか、その効果はどのくらいあるのか、また実施する際、問題点等が生じてはいないのか等についての実態を把握するため、この調査を行うこととしました。

大変お忙しいところ申し訳ありませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

関連条文 [ 消費者基本法 ] 一部抜粋

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

（啓発活動及び教育の推進）

第十七条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

[ 消費者教育の推進に関する法律 ] 一部抜粋

（目的）

第一条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われ

る消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

（基本理念）

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校における消費者教育の推進）

第十一条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

設問Ⅰ 消費者基本法第 17 条において「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する必要な施策を講ずるものとする」また、消費者教育の推進に関する法律第 2 条において「この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう」とありますが、『消費生活に関する教育』とは具体的にどのようにお考えでしょうか。


設問Ⅱ 貴学において、『消費生活に関する教育』をどのように実施しておりますか。できるだけ具体的（実施した科目名・講座内容・講義時間等）にお教えてください。また、当該区域の社会的、経済的状況に応じた独自の講義内容を提供しておりますか。


質問Ⅲ 貴学において、『消費生活に関する教育』を実施する際、何か課題や問題点がありましたか。あった場合、それらに対しては、どのように対応されましたか。また、課題として残ったものはありますか。


設問Ⅳ 貴学において、『消費生活に関する教育』を実施した結果、児童及び生徒たちの反応はいかがでしたか。また、どのような成果が見られましたか。


小学校及び中学校における消費者教育の現状について（下）

設問Ⅴ 貴学においては、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を何か講じていますか。また、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進していますか。


調査学校名
調査学校所在地
連絡先電話 担当部署
担当者名
調査日 平成 26 年 月 日